

## 4 - 5 まちなみ景観の誘導について

公園坂通りの整備が必要な理由として、我孫子市の中で人の営みが盛んに行われている、行われるべき場所だからだと考えます。人の営みは道路とその界隈（沿道）で行われ、その様も含めてまちなみ景観と言えます。ここでは、どのようにまちなみ景観を誘導すべきか検討します。

### (1) 土地利用について

現在の公園坂通りは、ところどころマンションや小型の商業ビルなども見られますが、全体としては戸建住宅や個人商店が多いです。また、一部空き店舗や空き地があり寂しい箇所もあります。空き地が多いことや建物の意匠・形態がまちまちであることで、雑然とした印象を与えています。

また、期待できる要素として、新しい店舗もできつつあります。

個性のある建物としては、手賀沼にちなんでうなぎ屋、またはそば屋などの和食の店舗が複数見られます。飲食店以外でも切妻瓦屋根や壁の雰囲気などに「和風」を意識したものもあり、公園坂通りの沿道景観づくりのヒントとなります。



うなぎ屋、理容室など。切妻瓦屋根、壁の雰囲気などに和風が感じられます。

今後の検討の方向性としては、まちなみのコンセプト「どのようなまちなみを目指すのか」という共通の姿を、沿道住民も巻き込んで議論する必要があります。

和食の店舗が比較的多く新しい店舗の中にも和風が感じられること、地域の歴史的背景（例えば白樺派の足跡）などが、ヒントになるでしょう。

話し合いで景観協定の締結や景観地区の指定を目指す、地区景観形成協議会の設置も検討すべきであると考えます。公園坂通りの沿道景観の整備にあたっては、地区景観形成協議会の議論を踏まえて進めるべきであると考えます。

## (2) 屋外広告物のあり方

現在、公園坂通りに表示・掲出されている屋外広告物は、意匠・形態が不ぞろいで雑然とした印象を与えています。

我孫子市では、屋外広告物条例の許可を必要とする屋外広告物の色彩について、ある程度のネガティブチェック(けばけばしいものを排除する規制)をしています。公園坂通りにおいては、さらに許可を必要としない個人商店の看板についても、一定のルールに基づき秩序と調和を尊重した屋外広告物の誘導を進めることで、美しいまちなみ景観の形成を図る必要があると考えます。

## (3) 沿道の緑化

現在、公園坂通りに街路樹はありません。緑1丁目側の北2/3の区間では、宅地内に庭木のある家が多く、通りにうるおいを与え、景観の特徴となっています。



カーブの先にある緑が景観に変化を与えています。



カーブを曲がると手賀沼公園とソメイヨシノが目にとまります。



通りの東側は庭木が多く、うるおいを与えています。

今後の展開としては、道路の幅員が限られており、整備においても並木状の街路樹を設置できるわけではないため、沿道の宅地内における緑は、今後も公園坂通りの景観を検討する上で重要です。

北 区間のソメイヨシノは、公園坂通りの途中にある印象深い木であり、整備にあたっては保全するように検討し、また、ソメイヨシノを公園坂通りへ新たに植える取り組みを行えば、過去の記憶とともに、人にうるおいを与えるでしょう。

また、公園坂通りに面する駐車場では緑化があまり行われていませんが、車の存在を意識させないように、緑化を進める必要があると考えます。